

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	視点「経済産業分野における国の「隠れた債務」
著者 / 所属	山口 秀樹 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	452 号
刊行日	2022-12-16
頁	2
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20221216.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75013）／ 03-5521-7686（直通））。

経済産業委員会 専門員

やまぐち ひでき
山口 秀樹

我が国の財政を振り返ると、昭和50（1975）年度の特例公債（＝赤字公債）発行以降、「特例公債依存体質からの脱却」を目指した財政再建の取組が行われる中で、特例公債の発行を極力圧縮・回避するため、国の一般会計と特別会計等との間での臨時特例的な歳出の繰延べ等の措置が少なからず用いられ、その一部は現在も残っている（その実態等については、少々古くなるが拙稿「隠れ借金」の推移とその問題点『会計検査資料』1999年1月号等でも整理している）。

そうした財政のやりくり措置とは別に、国の一般会計と特別会計等との間で、一般会計において特別会計等への特定の財政支出を将来まで留保する措置もあり、経済産業分野では以下のような措置がある。

その1は、エネルギー対策特別会計のエネルギー需給勘定及び電源開発促進勘定におけるいわゆる一般会計留保額である。

これは、受益者負担の考え方に基づき特定の歳出に充てることとされている石油石炭税及び電源開発促進税について、それらの各年度の税收の全てを一般会計から特別会計の各勘定の歳入に繰り入れず一般会計に留保する措置である。その累計額は令和4年度（補正後予算ベース）でそれぞれ4,461億円及び3,005億円となっている。これらは、今後エネルギー対策として各勘定で財政需要が生じた場合には一般会計から繰入れが必要となるが（特別会計に関する法律第90条・第91条参照）、近時、エネルギー需給対策や気候変動対策を始めエネルギー分野での財政需要は少なくなく、今後の動向が注目される。

その2は、国の一般会計から政府全額出資の（株）日本貿易保険（NEXI）へのパリクラブによる債務削減影響額の繰入未済額である。

これは、対外債務の返済が困難になった重債務貧困国等の救済のためその公的債務の削減措置を国が国際合意した場合に、それにより貿易保険に関して生じる影響額は、その負担を貿易保険の利用者のみに求めることは適当でないため、国の一般会計からNEXIにその影響額を繰り入れる必要があるところ、その未繰入額が存在するものであり、その累計額は令和4年度（当初予算ベース）で約4,841億円とされている。

こうした国の「隠れた債務」については、国の決算書・予算書や国の財務書類等にも十分な表記がなされていない。この点は、平成24年に会計検査院からも指摘がなされているが、国民への国の財政状況の適切な情報開示という観点からはなお改善の余地がある。なお、前者のエネルギー対策特別会計各勘定に係る一般会計留保額は決算書・予算書から「＝税收額－一般会計より受入額」として容易に算出可能であり、こうした数字を地道にフォローアップしていくことも国会の調査室の役割の一つであると言える。